

障第1215号  
令和6年12月13日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者  
各指定障害者支援施設運営法人代表者  
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児入所施設運営法人代表者  
(岐阜市所管の施設等を含む)

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

岐阜県障害福祉サービス事業所等処遇改善臨時特例交付金に関する実績報告について

平素より、障害保健福祉施策の推進について、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。  
標記については、下記のとおり取り扱うこととしますので、該当する事業所等運営法人におかれましては、遅滞なく報告いただきますようお願いいたします。

記

1 提出ファイル

- ・別記第5号様式 岐阜県障害福祉サービス事業所等処遇改善臨時特例交付金実績報告書
- ・別紙様式3-1 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金実績報告書
- ・別紙様式3-2 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金実績報告書（施設・事業所別個表）

◆ 様式は岐阜県障害福祉課ホームページに掲載しています。

【県ホームページ】

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/203433.html>

「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」事業

2 提出期間

令和6年12月16日（月）～令和7年1月17日（金）

3 提出方法・提出先

※申請と同様に、事業所の開設者（法人）が岐阜県内に所在する障害福祉サービス施設・事業所等を全て取りまとめの上、一括して提出してください。

・原則電子メールでの提出をお願いします。

メールアドレス：[gifu-shogukaizen@his-world.com](mailto:gifu-shogukaizen@his-world.com)

（本交付金の実績報告用のメールアドレスであり、県障害福祉課のメールアドレスではありませんのでご注意ください。）

- ・電子メールを利用できない場合に限り、郵送で提出してください。  
なお、郵送にあたっては、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で送付してください。

**【郵送での提出先】**

〒500-8833 【岐阜神田郵便局留】  
岐阜市神田町2丁目2番地  
株式会社エイチ・アイ・エス中部事業部内  
岐阜県介護職員等処遇改善支援事務局宛

**4 問い合わせ先**

交付金の内容や申請方法等についてのご質問は、下記コールセンターまでお問い合わせください。

電話番号：**050-1750-5466**

対応期間：令和6年12月16日（月）から令和7年2月14日（金）まで  
（土日祝日及び令和6年12月30日から令和7年1月3日までは休業となります。）

受付時間：9時から17時まで

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	若 原	担 当	高 田
電 話	058-272-1111 内 3492		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		